(名称)

第1条 この会は、「古賀すたいる」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、古賀市に置く。

(目的)

第3条 この会は、古賀市に暮らす人々の暮らしに密着した情報や、新たに古賀に暮らす方々の 定着を支えるための情報を収集し、あらたな価値をつけた情報発信の活動を行うことにより、 もって古賀に暮らすことへの誇りと愛着を古賀市民に届けることを目的とする。

(活動・事業の種類)

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために情報の収集と創造に関する活動を行い、次の事業を実施する。
 - (1) 地域 Web サイトの運営
 - (2) (1)と連動した紙媒体の発行
 - (3) (1) と連動したイベントの実施
 - (4) その他、当会の目的を達成するための活動

(会員)

- 第5条 この会の会員は、次の2種類とする。
 - (1)正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
 - (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を 得るものとする。

(会費)

- 第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。
 - (1)正会員 2,000円
 - (2) 賛助会員 5.000円

(退会)

- 第8条 会員は、退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1)本人が死亡したとき。
 - (2)会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

- 第9条 この会に次の役員を置く。
 - (1)理事
 - (3) 監事
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 理事のなかから代表権のある理事1名、代表を補佐する副代表理事1名を役員より選出する。

(職務)

- 第10条 代表理事は、この会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代 行する。
- 3 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

- 第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

- 第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1)会則、事業等の変更
 - (2)解散
 - (3) 事業報告及び収支予算
 - (4) 役員の選任又は解任
 - (5) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

- 第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の 執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

- 第15条 代表理事は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査 を経て総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局と部)

- 第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事業ごとに必要に応じて部を設置する。部の責任者は役員の中から選出する。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

(解散)

- 第20条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
- (2)目的とする事業の成功の不能
- (3)正会員の欠乏
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければ ならない。

(残余財産の帰属)

- 第21条 この団体が解散したときに残存する財産は、次に掲げる者のうち、解散総会において定めるものに譲渡するものとする。
 - (1)特定非営利活動法人
 - (2) 国または地方公共団体
- (3) 公益社団法人または公益財団法人
- (4) 学校法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 更生保護法人

(合併)

第22条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議 決を経なければならない。

附 則

- 1 この会則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成28年12月12日より変更を行う。
- 3 この会則は、平成28年12月16日より変更を行う。